

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年 3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第108号

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則

京都市職員給与条例施行細則の一部を次のように改正する。

第1条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号中「病院、保健所、児童福祉センター等」を「児童福祉センター、保健所、桃陽病院等」に改める。

第1条の3中「病院（」を削り、「を含む。）」を「及び桃陽病院」に改める。

第1条の4本文中「病院、保健所」を「保健所、桃陽病院」に改める。

第1条の7中「、芸術大学副学長及び京都市立病院長」を「及び芸術大学副学長」に改める。

第7条の2第1号中「地方公務員法」の右に「（以下「法」という。）」を加える。

第7条の3中「、京都市立病院長については5号給」を削る。

第14条第5項中「地方公務員法（以下「」及び「」という。）」を削る。

第15条の6第1項各号列記以外の部分中「京都市立病院若しくは京都市立京北病院に勤務する職員又は」及び「（以下「市立病院職員等」という。）」を削る。

第18条第1項各号列記以外の部分、第20条の4第1項前段及び第20条の6前段中「市立病院職員等」を「消防職員」に改める。

第20条の8第1項を削り、同条第2項中「毎月支給される定額」を「第24条の3本文の規定による管理職手当の支給額」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第23条第1項表以外の部分中「地方公務員法」を「法」に改める。

第23条の9第1項第1号中「病院（」を削り、「を含む。）」を「及び桃陽病院」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

第24条の3本文中「職員の給料月額（清掃職務給以外の給料の月額をいう。以下同じ。）の100分の10に相当する」を「前条の職員が適用を受ける給料表及び当該職員が属する職務の級に応じ、別表第8に掲げる」に改め、同条ただし書中「、職務の級」を削る。

第26条第2項本文中「なる給料月額」の右に「（清掃職務給以外の給料の月額をいう。」

以下同じ。)」を加え、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定は、条例第19条に規定する清掃職務給の月額について準用する。

第29条第3項中「勤務実績報告書を、」の右に「行財政局総務部総務事務センター長その他」を加える。

第35条第1項前段中「市立病院職員等」を「消防職員」に改める。

附則第5項各号列記以外の部分中「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日」に、「第24条の3本文に規定する支給額に係るものに限る」を「第24条の3ただし書の規定により加算される額を除く」に改める。

別表第1医療職給料表の項中「病院、保健所」を「保健所、桃陽病院」に、「保健所の」を「桃陽病院の」に、「市立病院の長」を「医務監」に改め、同表看護職給料表の項中「総看護師長補佐の職務又はこれ」を「課長補佐の職務」に、「総看護師長若しくは副総看護師長の職務又はこれら」を「身体障害者リハビリテーションセンター看護科部長の職務又はこれ」に改め、同表薬剤職獣医職給料表の項中「病院の薬剤長若しくは」を削り、「これら」を「これ」に改め、「病院の薬剤科部長補佐若しくは」及び「病院の薬剤科部長若しくは」を削る。

別表第2条例別表第1の1の給料表の適用を受ける職員の項中

「

診療エックス線技師		7.6
衛生検査技師	0	7.6

及び

」

「

歯科技工士		7.6
	0	7.6

を削り、同表備考2(2)中「臨

」

床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改める。

別表第3(1)条例別表第1の1、別表第1の3、別表第1の4、別表第1の5、別表第1の6、別表第1の7及び別表第1の8の給料表の適用を受ける職員の項中

「

兵役期間(引き続き海外)	直接関係があると認められるもの	80パーセントから100パーセントまで
--------------	-----------------	---------------------

によく留されていた期間を含む。)	その他のもの	25パーセント以下	他の職員との均衡を著しく失う場合は、この限りでない。

を

兵役期間（引き続き海外に抑留されていた期間を含む。）	直接関係があると認められるもの	80パーセントから100パーセントまで	他の職員との均衡を著しく失う場合は、この限りでない。
	その他のもの	25パーセント以下	
一級建築士の免許又は第一種電気主任技術者若しくは第二種電気主任技術者の資格を有する者がその免許又は資格を要する事業を自ら営んだ期間及びこれに準じる期間（第一種電気主任技術者又は第二種電気主任技術者の資格を要する事業にあつては、別に定める期間を除く。）	直接関係があると認められるもの	80パーセントから100パーセントまで	条例別表第1の6の給料表の適用を受ける職員に限る。

に改

め、同表(2)診療エックス線技師衛生検査技師の項を削り、同表保健師助産師の項中「」による甲中卒」を「」による旧5年制中学卒業者（以下「甲中卒」という。）」に改める。

別表第4 1(2)診療エックス線技師衛生検査技師の項及び歯科技工士の項を削り、同表5 薬剤師の項中「2」を「10」に改め、同表備考に次のように加える。

- 3 薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号。以下「改正薬剤師法」という。）による改正前の薬剤師法の規定又は改正薬剤師法附則第2条の規定により免許を取得した薬剤師に係る号給については、2号給とする。

別表第7の次に次の1表を加える。

別表第8 (第24条の3関係)

適用を受ける給料表	属する職務の級	支給額
条例別表第1の1の給料表又は 条例別表第1の6の給料表	7 級	45,400 <sup>円</sup>
	8 級	50,000
	9 級	55,200
条例別表第1の2の給料表	3 級	49,900
	4 級	55,800
条例別表第1の4の給料表	7 級	45,400
	8 級	50,000
条例別表第1の5の給料表	6 級	45,400
	7 級	50,000
条例別表第1の7の給料表	5 級	45,400
	6 級	50,000
条例別表第1の8の給料表	4 級	54,000

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の京都市職員給与条例施行細則(以下「改正後の規則」という。)第24条の3本文の規定により職員が管理職手当(以下「新管理職手当」という。)の支給を受ける場合において、その者についての支給額(改正後の規則附則第5項の規定の適用がないものとした場合の新管理職手当の支給額をいう。)が、その者がこの規則の施行の日の前日において受けていたこの規則による改正前の京都市職員給与条例施行細則第24条の3本文の規定による管理職手当の支給額(同規則附則第5項の規定の適用がないものとした場合の当該管理職手当の支給額をいう。)(任命権者が特別の事情があると認める職員にあっては、任命権者が別に定める額)に満たないときは、新管理職手当のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を管理職手当として支給する。
  - (1) 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで 100分の100
  - (2) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで 100分の75
  - (3) 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで 100分の50
  - (4) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで 100分の25
- 3 前項の規定による管理職手当の支給を受ける職員に対する改正後の規則第20条の8

及び附則第5項の規定の適用については、改正後の規則第20条の8第1項中「支給額」とあるのは「支給額と京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則（平成23年3月31日京都市規則第108号。以下「改正規則」という。）附則第2項の規定による管理職手当の支給額との合計額」と、改正後の規則附則第5項各号列記以外の部分中「除く」とあるのは「除き、改正規則附則第2項の規定による管理職手当の支給額を含む」と、「規則」とあるのは「規則及び改正規則附則第2項」とする。

- 4 前2項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、任命権者が定める。

(行財政局人事部給与課)